

(居宅介護支援)
居宅介護支援事業所クォーターヴィレッジ
【重要事項説明書】

(令和6年4月1日現在)

社会福祉法人 草加松原会 居宅介護支援事業所 クォーターヴィレッジは、利用者に対して、居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 草加松原会
- (2) 法人所在地 埼玉県草加市柿木町1084番
- (3) 電話番号 048-930-0707
- (4) 代表者氏名 理事長 古海 薫
- (5) 設立年月日 平成15年10月30日

2 居宅介護支援事業所 クォーターヴィレッジの概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名称	居宅介護支援事業所クォーターヴィレッジ
所在地	草加市新善町6番地
電話番号	048-946-0521
草加市指定番号	第1171800947号
サービス提供地域	草加市、越谷市、八潮市

*上記サービス提供地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

(2) 運営方針

- ① 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ② 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性をふまえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。
- ③ 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者および介護予防サービス事業者ならびにその他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ 当該事業所は、公正中立性の確保の観点から、前6月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、福祉用具貸与等の利用割合及び同一事業所に

よって提供されたものの割合の説明を行います。(別表「作成したケアプランの割合」参照。)

(3) 職員体制

従 業 員 の 職 種	人 数	業 務 内 容
管理者 (主任介護支援専門員兼務)	1 名	運営および従業者の管理
主任介護支援専門員	1 名以上	業務および従業者の管理
介護支援専門員	3 名以上	居宅介護支援業務
事務職員(兼務)	1 名以上	介護報酬請求等

(4) 営業日および営業時間

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分まで

*ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)は除きます。

なお、24時間の連絡体制をとっていますので、緊急時には通知された電話番号にご連絡ください。

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの主な流れ

居宅介護支援の申し込み



- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して情報を収集し解決すべき課題を把握します。

課題の把握には「居宅サービス計画ガイドライン」様式等により行います。(「居宅サービス計画ガイドライン」は、居宅介護に必要な基礎的個人情報の収集および課題の把握・解決が客観的な判断基準により行うことが可能であり、介護の目標をより明確にした居宅サービス計画が作成できます。)



- ② 予め複数の居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ることをお伝えします。その上で、当該地域における居宅サービス事業者などに関するサービスの種類、内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。



③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえで留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。利用者およびその家族は、居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求められます。



④ 居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料金について、利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。



⑤ 居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者および担当者に交付します。



⑥ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。



⑦ 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。



⑧ 利用者の状態等について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられている方は、当事業所の居宅介護支援に対し、介護保険から全額給付されますので、利用者の自己負担はありません。

※ただし、保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなったときには、1か月あたり下表の金額を一旦当事業所に支払っていただきます。この場合には、当事業所より「指定居宅介護支援提供証明書」を発行いたします。この「指定居宅介護支援提供証明書」を添えて後日、市（介護保険担当課）の窓口申請することにより、払い戻しを受けることができます。

【1か月あたり】

		単位数	料金
基本サービス	要介護1・2	1,086 単位	11,620 円
	要介護3・4・5	1,411 単位	15,097 円
加算項目	初回加算 (新規に居宅サービス計画を作成した場合など)	300 単位	3,210 円
	特定事業所加算(Ⅱ) (中重度者や支援困難ケースへの対応等、質の高いケアマネジメント体制が整備されていることに対し)	421 単位	4,504 円
	入院時情報連携加算(Ⅰ) (医療機関へ入院した当日に必要な情報を提供した場合)	250 単位	2,675 円
	入院時情報連携加算(Ⅱ) (医療機関へ入院した翌日、翌々日に必要な情報を提供した場合)	200 単位	2,140 円
	退院・退所加算(Ⅰイ) (医療機関や介護施設等から退院・退所に当たってカンファレンス以外の方法で情報提供を1回受けた場合)	450 単位	4,815 円
	退院・退所加算(Ⅰロ) (医療機関や介護施設等から退院・退所に当たってカンファレンスにより情報提供を1回受けた場合)	600 単位	6,420 円

退院・退所加算（Ⅱイ） （医療機関や介護施設等から退院・退所に 当たってカンファレンス以外の方法で情報 提供を2回以上受けた場合）	600 単位	6,420 円
退院・退所加算（Ⅱロ） （医療機関や介護施設等から退院・退所に 当たって2回情報提供（内、カンファレン ス1回以上）を受けた場合）	750 単位	8,025 円
退院・退所加算（Ⅲ） （医療機関や介護施設等から退院・退所に 当たって3回以上情報提供（内、カンファ レンス1回以上）を受けた場合）	900 単位	9,630 円
通院時情報連携加算 （医師または歯科医師の診察を受ける際に 同席し、医師等に必要な情報提供を行い、 また、情報提供を受けた場合。1月に1回 まで）	50 単位	535 円
緊急時等居宅カンファレンス加算 （病院等の求めにより、病院等の職員と居 宅を訪問しカンファレンスを行いサービス 等の利用調整した場合）	200 単位	2,140 円

また、減算としては、訪問介護サービス等について特定の事業所の割合が80%以上である場合の特定事業所集中減算（1ヶ月あたり2,140円）や当事業所が運営基準を満たしていない場合の運営基準減算（基本単位の50%～100%）などがあります。

(2) 交通費

草加市、越谷市、八潮市にお住まいの方は無料です。

上記以外にお住まいの方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費が必要となります。なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロ未満は500円、10キロ以上は1,000円となります。

(3) 解約料

利用者は、いつでもこの契約を解除することができ、一切料金はかかりません。

5 サービスの利用方法等

(1) サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込みください。当事業所の介護支援専門員がお伺いします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合で契約を終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

② 当事業所の都合で契約を終了する場合

人員不足等やむを得ない事由により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、30日間の予告期間をおいて文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくとも、自動的に契約を終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所または医療機関に長期にわたり入院した場合
- ・利用者の要介護（支援）状態区分が、要支援1または要支援2、もしくは非該当（自立）と認定された場合

④ その他

利用者またはその家族等が、事業者や介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為やハラスメント行為（強くこづく、蹴るなどの身体的暴力、攻撃的態度で大声を出す、机や椅子などをたたいたり蹴ったりする、書類を破る、制度上認められていないサービスを強要する、人格を否定するような発言をする、身体や性格の特徴をなじる、差別的な発言をする、体に触れてくる、性的冗談を繰り返したりしつこく言う、など、いわゆるハラスメント行為に類するもの）を行った場合、文書で通知することにより、ただちにサービスを終了させていただく場合があります。

6 秘密の保持

- (1) 職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者又は家族の個人情報については、からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でその個人情報を用いません。また、あらかじめ文書で同意を得た場合でも必要最小限の利用に努めます。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

8 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の必要な措置

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者：管理者 留目 寿行

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 身体拘束の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより家族、主治医、消防署（救急）等に速やかに連絡します。

緊急連絡先①	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

緊急連絡先②	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

13 当事業所の担当窓口

利用契約第4条の居宅サービス計画作成の支援等を担当します。居宅介護支援サービスや居宅サービスに関することにつきましては、何なりとお申し出ください。

担当介護支援専門員

- ・留目 寿行
- ・深澤 幹子
- ・森田 絵美
- ・神谷 邦枝
- ・島村 明美
- ・吉牟田 奈美子
- ・駒崎 真実

電 話 048-946-0521

F A X 048-946-0523

14 苦情等の窓口

(1) 当事業所の苦情等の窓口

当事業所の介護サービスに関する苦情、意見、要望等につきましては、次の苦情受付担当者、第三者委員、苦情解決責任者のいずれかにお申し出ください。お申し出は、電話、FAX、郵送、口頭等をお願いいたします。

〔苦情受付担当者〕

生活支援課	主任	吹谷 香織
生活支援課	介護支援専門員	大垣 剛
在宅支援課	短期入所担当	内藤 奈津美
在宅支援課	主任	西谷 典子
新田西部地域包括支援センター担当		種谷 七恵
総務課	リーダー	武田 圭子

〔第三者委員〕

介護支援専門員	加藤 ひさ枝氏
電話	080-2034-6841
民生委員	圀田 法子氏
電話	048-931-5553

〔苦情解決責任者〕

施設長	古海 薫
電話	048-930-0707
FAX	048-930-0772
E-mail	info@q-village.jp

(2) その他の苦情等の窓口（お住いの市役所等）

草加市健康推進部 地域介護課	電話 048-922-0151 FAX 048-922-3279
越谷市福祉部 介護保険課	電話 048-963-9305 FAX 048-965-3289
八潮市健康福祉部 長寿介護課	電話 048-996-2829 FAX 048-997-5445
埼玉県国民健康保険団体連合会 (介護苦情相談専用)	電話 048-824-2568 FAX 048-824-2561

作成したケアプランの割合

作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の割合		評価期間		
		令和5年9月から令和6年2月		
総数	訪問介護	通所介護	地域密着型通所介護	福祉用具貸与
1508件	490件 (32.5%)	652件 (43.2%)	119件 (7.9%)	999件 (66.3%)
作成したケアプランに位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合		評価期間		
		令和5年9月から令和6年2月		
訪問介護	訪問介護事業所 クォーターヴィレッジ (33.3%)	エルケア 草加新田ケアセンター (15.1%)	けあビジョン草加 (11.8%)	
通所介護	デイサービスセンター クォーターヴィレッジ (27.5%)	デイサービスセンター フェリス (11.7%)	草加明生苑デイサービス センター (11.4%)	
地域密着型 通所介護	レコードブック草加西 (23.5%)	デイサービスセンター 草加 (21.0%)	リハビリデイサービスグ ッドワン青柳 (16.8%)	
福祉用具 貸与	株式会社トーカイ (17.6%)	フランスベッド株式会 社 (17.5%)	株式会社日本ケアーステ ム (13.8%)	

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】

事業者名	社会福祉法人 草加松原会
所在地	埼玉県草加市柿木町1084番
代表者氏名	理事長 古海 薫 ⑩
説明者	居宅介護支援事業所 クォーターヴィレッジ
職名	介護支援専門員
氏名	⑩

私は、契約書および本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、サービス提供開始について同意しました。

令和 年 月 日

【利用者】

住所	
氏名	⑩

【代理人】

住所	
氏名	⑩
利用者との関係	